



稲敷市議会だより

第6号

発行日/平成18年11月1日



▲ 秋の交通安全の一環として高齢者自転車競技大会

おもな内容

平成18年第3回稲敷市定例会	2
審議された議案とその結果	2
一般会計決算・各特別会計決算を認定	4～5
一般質問	6～18
傍聴アンケートの結果	19
常任委員会の審査経過と結果	20～21
討論	22
委員会の活動報告	22
一部事務組合からのお知らせ	23
編集後記	24

平成17年度決算
認定される

平成18年第3回稲敷市議会定例会

第3回稲敷市議会定例会は、9月5日から20日までの16日間にわたり開かれました。開会日に、市長から条例の制定・改正案5件、予算・補正案10件、決算案16件、その他1件の計32案件、また議員提案により発議1件が提出されました。各議案については常任委員会に付託され、慎重な審議が行われました。

最終日には、各常任委員長の報告の後、その他1案件が追加提出され、討論・採決が行われ、いずれも原案のとおり可決又は認定されました。

審議された議案とその結果

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
議案第1号	稲敷市長期継続契約とする契約を定める条例の制定について	OA機器等多様化した契約に5年以内で対応できるようにするもの	総務	原案可決
議案第2号	稲敷市監査委員条例の一部改正について	自治法の改正により条文の一部を削除するもの	総務	原案可決
議案第3号	稲敷市手数料徴収条例の一部改正について	屋外広告物の手数料の名称「のぼり旗」を「広告旗」にするもの	産業建設	原案可決
議案第4号	稲敷市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について	用語の修正および削除	市民生活	原案可決
議案第5号	稲敷市国民健康保険条例の一部改正について	70歳以上75歳未満の前期高齢者の一部負担金の引き上げと出産育児一時金を35万円、葬祭費を5万円にするもの	市民生活	原案可決
議案第6号	平成18年度稲敷市一般会計補正予算(第2号)	予算の総額を184億6102万5千円とする	各常任委員会	原案可決
議案第7号	平成18年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を50億7006万9千円とする	市民生活	原案可決
議案第8号	平成18年度稲敷市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を4億1698万6千円とする	産業建設	原案可決
議案第9号	平成18年度稲敷市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を29億3505万2千円とする	産業建設	原案可決
議案第10号	平成18年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第2号)	予算の総額を21億7478万1千円とする	教育福祉	原案可決
議案第11号	平成18年度稲敷市浮島財産区特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を147万8千円とする	総務	原案可決
議案第12号	平成18年度稲敷市古渡財産区特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を721万円とする	総務	原案可決
議案第13号	平成18年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)	予算の総額を1億1959万8千円とする	産業建設	原案可決

議案番号	件 名	内 容	付託委員会	審議結果
議案第 14 号	平成 18 年度稲敷市江戸崎地区水道事業会計補正予算（第 1 号）	資本的収入及び支出の補正 収入合計： 6866 万 8 千円 支出合計：1 億 7665 万 3 千円	産業建設	原案可決
議案第 15 号	平成 18 年度稲敷市東地区水道事業会計補正予算（第 1 号）	収益的収入及び支出の補正 収支合計：3 億 9296 万 9 千円 資本的収入及び支出の補正 収入合計： 3660 万 7 千円 支出合計：1 億 7940 万 6 千円	産業建設	原案可決
議案第 16 号	市道路線の認定について	神宮寺 156 番 7 先から神宮寺 2008 番 4 先 (市道 桜 1-17 号線)	産業建設	原案可決
議案第 17 号	平成 17 年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額：192 億 3686 万 4265 円 歳出決算額：181 億 2909 万 7150 円	各常任委員会	原案認定
議案第 18 号	平成 17 年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 51 億 6638 万 667 円 歳出決算額： 48 億 3480 万 9076 円	市民生活	原案認定
議案第 19 号	平成 17 年度稲敷市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 48 億 446 万 2301 円 歳出決算額： 46 億 8359 万 8196 円	市民生活	原案認定
議案第 20 号	平成 17 年度稲敷市，稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 50 万 8497 円 歳出決算額： 4 万 8640 円	総 務	原案認定
議案第 21 号	平成 17 年度稲敷市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 3 億 9980 万 8465 円 歳出決算額： 3 億 8138 万 7362 円	産業建設	原案認定
議案第 22 号	平成 17 年度稲敷市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 27 億 6942 万 8516 円 歳出決算額： 26 億 4235 万 5312 円	産業建設	原案認定
議案第 23 号	平成 17 年度稲敷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 20 億 953 万 9080 円 歳出決算額： 19 億 3378 万 5907 円	教育福祉	原案認定
議案第 24 号	平成 17 年度稲敷市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 1 億 4784 万 93 円 歳出決算額： 8349 万 4817 円	産業建設	原案認定
議案第 25 号	平成 17 年度稲敷市浮島財産区特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 168 万 8671 円 歳出決算額： 134 万 9251 円	総 務	原案認定
議案第 26 号	平成 17 年度稲敷市古渡財産区特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 384 万 995 円 歳出決算額： 354 万 1440 円	総 務	原案認定
議案第 27 号	平成 17 年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額： 1 億 835 万 9308 円 歳出決算額： 1 億 765 万 8743 円	産業建設	原案認定
議案第 28 号	平成 17 年度稲敷市江戸崎地区水道事業会計決算認定について	収益的支出： 3 億 2585 万 8613 円 資本的支出： 1 億 8660 万 2268 円	産業建設	原案認定
議案第 29 号	平成 17 年度稲敷市新利根地区水道事業会計決算認定について	収益的支出： 1 億 8798 万 393 円 資本的支出： 8277 万 665 円	産業建設	原案認定
議案第 30 号	平成 17 年度稲敷市桜川地区水道事業会計決算認定について	収益的支出： 1 億 6475 万 7360 円 資本的支出： 2 億 1053 万 5800 円	産業建設	原案認定
議案第 31 号	平成 17 年度稲敷市東地区水道事業会計決算認定について	収益的支出： 3 億 6049 万 7276 円 資本的支出： 1 億 4459 万 8361 円	産業建設	原案認定
議案第 32 号	平成 17 年度稲敷市工業用水道事業会計決算認定について	収益的支出： 819 万 6029 円	産業建設	原案認定
議案第 33 号	江戸崎地方衛生土木組合の規約変更について	12 月 22 日から稲敷市の組合議員の定数を 6 人とするもの	—	原案可決
発議第 1 号	稲敷市議会委員会条例の一部改正について	庁内機構改革による所管範囲の見直し	—	原案可決

平成 17 年度

一般会計決算・各特別会計決算を認定！

平成 18 年第 3 回定例会において、平成 17 年度稲敷市一般会計及び各特別会計の決算について、各常任委員会において審議をし、認定しました。

平成 17 年度の一般会計及び特別会計の決算額は、歳入総額 346 億 4,872 万 858 円、歳出総額 328 億 112 万 5,894 円となりました。歳入歳出差引額は 18 億 4,759 万 4,964 円となりましたが、このうち平成 18 年度へ事業繰越をしている財源として、4 億 3,872 万 4,000 円を繰越しているため、14 億 887 万 964 円が実質収支額となります。以下、会計別の決算額をお知らせします。

一 般 会 計

歳入決算額	192 億 3,686 万 4,265 円	
歳出決算額	181 億 2,909 万 7,150 円	差引残額 11 億 776 万 7,115 円

歳 入		歳 出	
市 税	51 億 2,389 万 9,527 円	民 生 費	40 億 6,734 万 5,780 円
地 方 交 付 税	50 億 6,390 万 3,000 円	教 育 費	33 億 2,605 万 3,430 円
国 庫 支 出 金	17 億 5,238 万 4,047 円	総 務 費	22 億 9,881 万 5,067 円
市 債	13 億 9,650 万 円	土 木 費	20 億 3,936 万 3,490 円
繰 越 金	13 億 7,853 万 1,748 円	衛 生 費	18 億 3,122 万 8,668 円
県 支 出 金	9 億 5,628 万 8,881 円	公 債 費	12 億 9,665 万 203 円
諸 収 入	7 億 3,910 万 5,191 円	農 林 水 産 業 費	12 億 617 万 2,391 円
地 方 譲 与 税	7 億 848 万 3,000 円	消 防 費	8 億 6,633 万 3,638 円
繰 入 金	5 億 8,629 万 6,107 円	諸 支 出 金	6 億 8,073 万 4,500 円
地方消費税交付金	4 億 2,848 万 6,000 円	議 会 費	4 億 1,207 万 712 円
ゴルフ場利用税交付金	2 億 7,978 万 2,229 円	商 工 費	1 億 432 万 9,271 円
地方特例交付金	2 億 3,198 万 3,000 円		
自動車取得税交付金	2 億 2,512 万 6,000 円		
分担金及び負担金	1 億 3,706 万 1,966 円		
使用料及び手数料	1 億 3,674 万 6,826 円		
そ の 他	9,228 万 6,743 円		
歳入合計	192 億 3,686 万 4,265 円	歳出合計	181 億 2,909 万 7,150 円

※ その他＝利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・交通安全対策特別交付金・財産収入・寄付金

国民健康保険特別会計

歳入決算額	51 億 6,638 万 667 円	
歳出決算額	48 億 3,480 万 9,076 円	差引残額 3 億 3,157 万 1,591 円

老人保健特別会計

歳入決算額	48 億 446 万 2,301 円	
歳出決算額	46 億 8,359 万 8,196 円	差引残額 1 億 2,086 万 4,105 円

公平委員会特別会計

歳入決算額	50 万 8,497 円	
歳出決算額	4 万 8,640 円	差引残額 45 万 9,857 円

農業集落排水事業特別会計

歳入決算額	3 億 9,980 万 8,465 円	
歳出決算額	3 億 8,138 万 7,362 円	差引残額 1,842 万 1,103 円

公共下水道事業特別会計

歳入決算額	27 億 6,942 万 8,516 円		
歳出決算額	26 億 4,235 万 5,312 円	差引残額	1 億 2,707 万 3,204 円

介護保険特別会計

歳入決算額	20 億 953 万 9,080 円		
歳出決算額	19 億 3,378 万 5,907 円	差引残額	7,575 万 3,173 円

簡易水道事業特別会計

歳入決算額	1 億 4,784 万 93 円		
歳出決算額	8,349 万 4,817 円	差引残額	6,434 万 5,276 円

浮島財産区特別会計

歳入決算額	168 万 8,671 円		
歳出決算額	134 万 9,251 円	差引残額	33 万 9,420 円

古渡財産区特別会計

歳入決算額	384 万 995 円		
歳出決算額	354 万 1,440 円	差引残額	29 万 9,555 円

基幹水利施設管理事業特別会計

歳入決算額	1 億 835 万 9,308 円		
歳出決算額	1 億 765 万 8,743 円	差引残額	70 万 565 円

〈水道事業会計決算〉

(消費税込み)

◆ **江戸崎地区水道事業**

収益の収入	3 億 7,323 万 8,075 円	資本的収入	2,973 万 750 円
収益の支出	3 億 2,585 万 8,613 円	資本的支出	1 億 8,660 万 2,268 円

◆ **新利根地区水道事業**

収益の収入	1 億 9,856 万 8,245 円	資本的収入	411 万 3,650 円
収益の支出	1 億 8,798 万 393 円	資本的支出	8,277 万 665 円

◆ **桜川地区水道事業**

収益の収入	1 億 7,505 万 5,675 円	資本的収入	1 億 5,033 万 1,550 円
収益の支出	1 億 6,475 万 7,360 円	資本的支出	2 億 1,053 万 5,800 円

◆ **東地区水道事業**

収益の収入	3 億 9,587 万 9,502 円	資本的収入	979 万 7,480 円
収益の支出	3 億 6,049 万 7,276 円	資本的支出	1 億 4,459 万 8,361 円

(※各会計とも、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税資本的収支調整額等で補填した。)

◆ **工業用水道事業会計**

収益的収入	845 万 8,854 円
収益的支出	819 万 6,029 円

一般質問

第3回定例会は13人の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。要旨は次のとおりです。

質問 防災行政無線について

根本光治議員

今、市が進めている防災行政無線システム整備は、アナログシステムに併せて、未整備区域を整備していくという手法であります。しかし国が進めているデジタル化の方法に逆行しているのではないのでしょうか。総務省が進めるデジタル方式は、電話と同じ感覚で通話ができ、避難場所などに設置された子局からも現地の状況を伝えることが可能となり、子局の屋外拡声器にカメラを設置することにより危険箇所、災害現場の状況をリアルタイムで確認することができ、文字表示板を設置することにより、より確かな災害対策活動を行うことができるわけであります。今の執行部の考えは、当面はアナログシステムで整備し、年次計画でデジタル化していく方針のよ

うであります。現状にあわせて整備をするのではなく、近い将来、間違いなくデジタル化になるわけでありますから、デジタル化を進めるうえで、事業計画でなければならぬと思いません。であれば、今、計画している江戸崎地区は、デジタル対応できる整備をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

A 答弁 防災行政無線の将来的な方向性を再検討

△市長▽

総務省が市町村防災無線の高度利用を図るために、これまでのアナログ方式に加えまして、デジタル方式の同報系防災無線システムの導入が行われまして、国の施策としてデジタル化が推進をされています。

さらに、平成19年には、アナログ波による防災無線局の新規開局が認められなくなることや、消防救急無線についても、平成28年5月以降、アナログ式消防

救急無線は利用できなくなるなどが決定をしています。国の施策の動向等が不透明であることから、事業遂行に多額な費用を要することから、その方向性が見出せない状況ですが、早急に有識者や専門家等のご意見を伺い、市として防災行政無線の将来的な方向性を再検討していきます。

※庁舎の親局から、市内に点在する子局へ向けて一斉通報ができる無線

再質問

面積が広く、集落が点在しているため、消防、警察、地元消防団等、連絡体制の再構築が必要であり、きちんとマニュアルが市民に周知されなければならぬと思います。防災計画を策定していると伺っておりますが、具体的に稲敷市独自の防災マニュアル、危機管理体制を早急にお示し頂きたいと考えますが、担当部長にお伺いします。

△市民生活部長▽

新しい地域防災計画の中で、市の初動体制、また県や近隣市町村・防災関係機関との協力体制・指揮命令系統などを定めることになっていきます。

市民の方々に対し、災害に対する備え、災害時の対応などをわかりやすく書かれた、防災対策ガイドや洪水ハザードマップ等を配布して、防災意識の高揚を図ることで、市民一人一人が自主的な防災活動を行うことができるようにしていきます。



質問1 地方公共団体の
破産について

横田 梯次 議員

緩やかな行政政策により破産した地方公共団体があがるが、全国では25団体あり近隣でも悪い団体があります。稲敷市においても税収の落ち込みで財政が圧迫され財政調整基金から5億1700万円を取り崩して予算を組んだが、この先稲敷市において景気が良くならないような兆しが見えない中、予算の引き締めをしないと近い将来同じような事にならないと言いう保証はどこにもありません。そこで執行部として何か考えている事はあるか。

答弁 今後5ヶ年間の目標
数値を設定し取り組む

市長

市の将来を大きく左右する中・長期的な財政計画の策定を進め、年度内に、財政そして事業の両面からの市としての指針を示せるものと思います。経済情勢や国・県等の動向を見きわめながら財源の確保を図った上

で、堅実で計画的な財政運営を進めていきます。

再質問

実質公債費比率が最も低いのが東海村の8.4%で、次いで稲敷市が9.7%であり、今のところ稲敷市においては大丈夫ですが、大手企業の本社機能が移転したため税収が落ち込み、すぐに良くなる様子がない中、合併前の4町村から引継いだ事業の見直しをする考えはないか。

総務部長

市における税収がかなり落ち込んでいますが、行政改革大綱でも健全な財政をうたっています。この度総務省が導入した実質公債費比率、いわゆる借金返済金の負担の指標です。従来は一般会計の地方債のみでの指標でしたが、市の公営企業、いわゆる水道事業、あるいは自治体と共同でつくっている一部事務組合・ごみ処理・消防等の借金返済金なども含めた指標として、本年度から新たに設けられました。

稲敷市が9.7%と、県内44市町村の中で2番目にいいという数値で、幸い市としてはまだ事業

が出来るということです。

質問2 学校教育について

※【実質公債費比率】
今年度から新たに導入された財政指標です。従来からの指標は起債制限比率と呼ばれ、自治体の一般会計に占める借金返済金の負担割合を示していたのに対して、実質公債費比率は、自治体出資の公営企業（上下水道事業など）への繰出金や、他の自治体と共同でつくる一部事務組合（ごみ処理、消防など）の借金返済金の負担なども反映させ、より実態に近い指標となっています。この比率が、基準の18%以上になれば「起債許可団体」として県の許可が必要となり、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなります。

今子供達は他の子供達に対して思いやりに欠け、又親達も同じくマスコミで報じられているような状態です。これは子供達が心の発達がないまま体だけが大人になってしまったのかなと思います。このような状態になつていてる事に対して学校においてはどうのような教育をしているか。

答弁 心に響く道徳の
授業の展開に努める

教育長

学力の向上とともに豊かな



▲ 小学生のふれあいボランティア活動

人間性を育てる心の教育の充実を最重点と受けとめ、道徳的な実践力を育成するためのボランティア活動・自然体験活動に取り組んでいきます。
学校教育と家庭教育の連携こそが重要です。
家庭教育学級を立ち上げ、PTAや各種団体とも十分連携をとりながら、地域ぐるみで豊かな人間性をはぐくむ、子供の育成に努めていきます。

質問1 総合窓口の
方向性について

柳町政広議員

各種証明書の発行や届出・登録を、ワンストップ対応ができないか。また市民要望の上位を占める、「いつでも」、「どこでも」各種証明書の発行と、市民サービス向上を図るための自動交付機導入時期について、お尋ねします。

△市長 良質なサービスを

稲敷市行政改革大綱、稲敷市集中改革プランに基づき、市民の視点に立ち、多様化するニーズや新たな行政需要に対応し、良質な行政サービスを提供すべく、日々行政改革に取り組んでいます。ワンストップサービスの推進も課題として掲げ、窓口業務の充実に努めています。自動交付機導入については、パソコン機器の更新時期、総合証明システムの導入など、課題を考慮し検討します。来庁目的に応じた機能的窓口部署の配置、質の

高い市民サービスを提供するため、分散している行政機能を集約した統合庁舎の建設を見据え、迅速に対応できるシステムを構築すべきと考えています。

再質問

行政機構を分庁から、集約(新庁舎建設)すれば、市民への不便は解決するかのよう受け取れるが、市民サービスを第一に捉えるなら、ネットワークを駆使した行政サービスを手がけることが、急務と考えるがいかがですか。

△市長公室長

現在、4庁舎各窓口と業務担当課にテレビ電話を設置し、更に、さまざまな施策を検討していきます。



▲ 4庁舎に設置したテレビ電話

質問2 構造改革特区制度
について

昨年、一般質問した防災無線識別信号について、特区制度導入の進捗状況について質問いたします。

△市長 識別信号「防災
いなしき」を活用

総務省関東総合通信局に確認したところ、「識別信号」はあくまでも一つであることから認可はされません。しかし、「防災いなしき」という識別信号を省略し、電波の発信元が特定できるならば、変えることができるといふ回答を得ています。

再質問

構造改革特区申請は、自治体や民間事業者が問題意識をいかを持っていくかの目安になる。なお構造改革特区は地域活性化に限らず、地域が抱える問題解決のための、規制緩和や撤廃であるので、市民や市役所職員の自発性が問われるところです。答弁で「防災いなしき」識別信号の省略が可能のようだが、い

つから実施しますか。

△市民生活部長

現在は、冒頭に「防災いなしき」という識別信号を発し一般行政放送を行っています。市民への有効な情報伝達手段であるので、早期にマニュアル等を作成し実施したい。



質問1 江戸崎地区 下水道早期実現は

議員 國澤 美智子

平成19年にやっと江戸崎地区の一部が供用開始されます。中心市街地より工事が開始されるため遠く離れた地域の完成は30年、40年もつとかかるかという事でした。しかしそういう地域ほど排水が一番困っています。ある所では排水にお金をかけ色々な工夫をしているが限界である。予算を増額し早期完成ができるよう要望する。

こういう地域を早く救う方法は無いかと調べましたところ、フレックス計画と言うのがあり、中心市街地から離れた所でも早く救う方法が分かりました。何とかその方法でできないか伺います。

答弁 プロジェクトチーム 設置

△市長

沼里地区の公共下水道事業についてと考えますが、現場を視察し、下水道整備の緊急性は十分把握しています。各課担当者

レベルのプロジェクトチームを設置し、検討の上早期整備方針を策定していきます。

△産業建設部長

フレックスプラン、^{※1}コミュニケーションプラン等の方法もあり、どの事業が向くか検討します。

※1 終末処理場とは別に対応できる下水道整備方式

※2 集合住宅や団地が単独で汚水を処理するための施設

質問2 音楽療法導入を

音楽療法は知的・身体機能・人格・精神等の障害・ストレスから来る心身症痴呆高齢者を対象に、歌・楽器演奏を通じて心身を癒し精神を発揚させて治療能力を引き出し、心身機能回復を図る治療技法です。当市の施設で行ってはどうか。

答弁 後期事業に取入れ

△市長

いこいのプラザの介護予防事業の後期部分に一部取入れています。次年度の事業計画へも取入れる考えです。

質問3 介護予防について

介護予防が実施され数ヶ月を過ぎましたが今の状況はどうか。高齢者は短期間の内に悪くなります。遠くまで行かなくても近くで運動療法が受けられるよう検討してはいかがか。

答弁 4つの事業を展開

△市長

体操・料理教室・手工芸等のいこいの講座は、40才以上対象で、現在20名が週4日間1時間程の開催で好評です。高齢者の集会へ出向き、血圧測定・健康相談・体操等を行なうまちかど健康広場は、現在26地区で実施しています。基本健診において介護予防が必要と診断された方に対しては、運動機能の向上・栄養改善・健康チェック等を行なう稲敷いきいき広場を実施しています。又、介護力を高めるための介護教室も開催しています。

このような事業を展開しながら市民の健康意識を高め、多くの方に参加していただくよう、広報活動をしています。

質問4 稲敷青年の家の今後

稲敷青年の家が広域の市町村で活用されていないため、当市で引き取って頂きたいと要請があるとの事、しかし市民より継続して利用できるようにしたいと要望があるが市の方針はいかがか。

鉄筋建築で頑丈です。壊すにも相当な費用もかかり壁が剥げ風呂場が少し傷んでいるくらいで立派です。年間一万人以上の利用者があります。職員も定年退職者に切替え管理をして行けば10分の1でできると思うが。

答弁 稲広組合議会の 議決を経て

△市長

市単独で維持管理をするのは不可能と考えます。稲広の管理者として、今年度閉館ではなく数年の周知期間の後の閉館を申し入れています。稲広議会で廃止が可決となれば、施設は解体、撤去され、市に土地が返還される事となります。今後の活用方法は、様々な意見を聞いた上検討していきます。

※3 稲広＝稲敷地方広域市町村圏事務組合

質問1 竜ヶ崎潮来線バイパス道路について

染谷定雄議員

県道竜ヶ崎・潮来線は交通量の増大に伴い、周辺環境の改善と事故防止を目的に昭和60年頃からバイパス道路の整備が開始されたと記憶していますが、事業開始後約20年が経過しています。現在、このバイパス道路は都市計画決定に伴い、首都圏中央連絡道のアクセス道路として、位置づけがされています。又、下太田工業団地への企業誘致、バイパス道路沿いの直売所の活況等地域の活性化を図るうえで、早期の全線開通が必要であります。

現在においては、近年事故も多発している状況であり、地域住民の安全を守るためにも、早期の完成を望むものです。バイパス道路の進捗状況と今後の見通し、及び現道の安全対策について伺います。

答弁 問題解決に協力体制で早期完成を

△市長▽

主要地方道竜ヶ崎潮来線は、住環境の改善と道路線形の不良による交通事故防止を目的に、整備事業が開始されました。延長は4140mで、平成13年には下太田工業団地までの2740mが供用開始がされています。現在、168人名義の共有地の取得において相続等の発生により、権利者が2000人程度になり、用地取得が困難をきわめています。権利の移転関係事務について、竜ヶ崎土木事務所が鋭意進めているとのことです。また、城郭遺構や埋蔵文化財の問題解決に向けても動いております。今後も県と市の万全な協力体制で早期完成を図っていきます。現道については、バイパス及び下太田工業団地へ迂回するよう看板を設置する予定です。

質問2 柴崎橋の安全対策について

柴崎橋は新利根川に架けられた橋ですが、取付道路との見通

しが悪いため、通行に大変支障があり、5、6年前から安全対策を講じてほしい旨、地域住民から強く要望されている橋であります。特に児童生徒の通学路でもあり、朝の通学時間帯には保護者が毎日7時過ぎから40分ほど立哨をしています。こうしたご苦労のおかげでこれまで事故もなかったと言えます。又、農繁期には農耕者が多く利用する橋でもあります。これまでも関係機関に要望はしていると思いますが、橋の改修、安全対策について伺います。

答弁 道路整備計画で方針を協議して

△市長▽

柴崎橋は、昭和46年頃にかけて、老朽化が目立ち、前後の取付け道路との見通しも悪く、また幅員が5.2mと狭いため、歩行者や自転車の通行に支障をきたしているところです。市でも県に側道橋設置の要望をしています。前回の歩道整備ができていないなど、整備に向けた条件が整っていないことで、補助の採択がうけられず現在に至っています。この橋の路線は幹線

道路に位置づけられているので、現在策定中の道路整備計画のなかでも、通行車両の利便性のみならず、通行者、特に高齢者や児童等の交通弱者の安全確保を含めた整備を協議しています。以上の観点から、橋の拡張、かけかえ、又、側道橋、車両の速度抑制対策等、何がよいのか、一般車両や歩行者、自転車等の交通量を把握し、検討したいと考えています。



▲ 柴崎橋付近

質問1 誘致効果を どう生かすか

篠崎力夫議員

総務省も注目する、日本初の光回線の市内一括誘致目標が達成され、おめでとうございます。これは、東京23区を含め、横浜や大阪といった巨大政令都市でさえできなかった大偉業です。質問は、この光回線誘致について、行いたいと思います。

調印式も終わり、光回線誘致に成功し、ほぼ1年ほどで稲敷市全域に回線が整備できます。そこで、稲敷市としてこの高性能情報インフラ整備を今後どのように生かしていくかが問題になってきます。考えれば、あれもできるこれでもできると数多くあがってくると思います。この効果をどう市民に周知させ、市民の声をどのように取り入れて理解を得ていくのか、その計画等もあれば含めて伺います。

回答 今後の課題

△市長▽

適正な行政サービスを提供し、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを推進する重要性からも、市民への情報提供、全市民的なインターネット環境の構築が必要です。今回の光回線整備の実現は、行政サービス向上はもとより市発展の起爆剤でもあり貴重な財産取得です。しかし、この実現が急であるため、現在のところは行政サービス等は決定していません。今後、市民の提案等をいただき検討します。

質問2 商工業関係では どうか

今後、光回線整備が進み、この高性能情報インフラにのせ、既存商工業者や、新たに起業しようとする業種、事業主に対し、市としてはどのように支援するのか。

回答 融資制度を

周知・支援

△産業建設部長▽

IT関係整備に対しては、茨城県中小企業資金融資制度の事業革新支援融資があります。又、市の自治金融もあり、これらの制度を有効に活用されるよう積極的に周知・支援して行きます。

回答 効率的な財政運営を

△市長▽

この整備を機に効率的な行政運営を展開し、各種行政経費の低減化を図っていきます。特に市の高齢化は大きな課題の一つで、医療費負担等は厳しい財政状況をさらに圧迫することが予想されます。

例えば、新たな地域福祉、地域医療体制を構築する場合に、ITネットワークを活用し、より効果的で効率的な体制や運用を図っていきます。このようなシステムづくりを推進しながら、効率的な財政運営に努めます。



▲ 光回線目標達成

質問3 節約された税金の行方は

光回線整備に伴い、庁内合理化・省力化が進んでいった時に、市民が汗して納める税金が、節約された分は高齢者や子育て支援、また学童保育支援等に再配分されるべきと考えますが、市としてどう対処していくのか。



質問1 出産育児一時金の
現況について

浅野信行 議員

出産育児一時金の支給額が今年10月から35万に引き上げられます。この出産育児一時金の支払い方法について、公的医療保険から直接医療機関に分娩費を支給する方法に改める改善策を厚生労働省が、まとめたと聞きました。

現行制度では、出産後に、請求したあとに支給されますが、受け取るまでに、日数がかかります。病院への支払い時に高額な分娩費を用意しなければならず、負担になる人も少なくありません。そのために、出産費貸付制度などを講じてきたと思います。

いったんは、高額な分娩費を立て替えなければならぬという支給方法の問題点を抜本的に改善するために、出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた金額を支払うだけで済む「受領委任払い制度」という改善策をまとめたそうです。

稲敷市は、この改善策に取り組んでいるのか、お伺いします。

答弁^{*} 受取代理人制度
実施に向け

△市民生活部長▽

出産育児一時金の支給についての現況は、17年度は121件です。出生届の約10日後に世帯主口座へ振込をしていますが、医療機関への直接振込を希望する被保険者の場合は、内部基準に基づいて直接振込をしています。今後は、一時金の受取代理人制度の導入について、関係機関・県・医療機関等と早急に協議をし、要綱等を作成、年明けから遅くとも来年4月までには実施できるように考えています。

※ 医療機関が受取代理人として被保険者本人に代わって受取る仕組み



質問2 市の禁猟区・猟区の
現況について

答弁 県の指定を受け

△産業建設部長▽

先日、市民の方から、「去年、家の前でハンターが、散弾銃を撃つて、屋根にパラパラと散弾銃の弾が音をたてておちてきて大変恐ろしい思いをした。」とお話がありました。今の禁猟区は、現状にあっていないのではないかと疑問に思っています。現在の禁猟区は、いつごろ決めたのか。現在の状況を市では、把握しているか。見直しが必要なのところがあるのではないかとお伺いします。

市では鳥獣保護区が2ヶ所、銃猟禁止区域が5ヶ所、又、霞ヶ浦周辺の指定猟法禁止区域が通年禁止区域となっています。いづれも合併以前の県の指定です。現在の問題は、禁猟区域での銃器による有害鳥獣駆除ができない事と、狩猟者のマナーがあげられます。禁猟区域では、農

作物への被害が出ている所もあり、農業生産団体より見直しの要望もあります。狩猟者へのマナーについては、昨年1件、本年1件の苦情を受けました。この対応として、県より猟友会への指導、鳥獣保護員による監視・取締りの実施、広報等による狩猟マナーの徹底を呼びかけたいと思います。



▲ 江戸崎地区の禁猟区域

質問1 沼里地区 下水対策について

松坂 美知子 議員

沼里地区の下水の状況はひどくなるばかりで、住民の我慢も限界に近づいています。一日も早い対策を、切に求めています。また公共下水道だけに固執するのではなく、現実的に即した、効率的な対策を考え直すときに来ています。できることから進めていくことも必要です。今後の計画についてお尋ねします。

A 答弁 効果的施策を 早期に示したい

市長▼

江戸崎地区下水道事業は192haの事業認可を受け、下水道導整備事業が進行中で平成21年完了予定ですが、沼里地区は、市街化区域と相当の距離があり、早急に整備するのは難しいのが実情です。

産業建設部長

沼里地区団地内に流末排水管が無く排水が出来ないというこ

ともあるため、道路の拡幅、側溝整備などを優先的、総合的に整備していくためプロジェクトチームを立ち上げ、関係各課に問題等の検討、それらを整理し、効果的な施策を打出し、なるべく早い時期に考え方を示したいと思えます。



▲ 現在建設中の江戸崎公共下水道終末処理場

質問2 17年度契約状況 について

市が平成17年度に実施した工事契約123件を分析しました。その結果、東地区の業者が全体の35・4%の指名を受けているという事実がわかりました。他の3つの地区の指名を合計しても43・1%にしかなりません。さらに10回以上指名を受けた業者は26でそのうち13が東地区です。これらを見ると、指名が東の業者に偏っていることが明らかです。また、契約回数は東地区の業者が全体の42・3%を占め、さらに契約金額では、総額の36・9%が東地区の業者です。また、市内業者への指名、市内業者との契約だけに限ってみると、東地区への指名は45・1%、契約は50・5%、契約金額は63%を占めています。偶然では片付けられない、何らかの意図が働いているように感じられます。

これらの事実をどう考えるのか、今後は正の考えはあるのかお伺いします。また、市長の見解も聞かせていただきたい。

また、一つの事業でAからDまでのランクの業者が混在して

いるのはどういうわけか、あわせてお伺いします。

A 答弁 入札方式を検討 助役

合併前の継続事業が相当数あり、旧町村間での事業量、事業規模に偏りが、また業者数も異なり指名に偏りが生じたものであり、今年度以降、適正な執行を目指していきたい。

総務部長

昨年度、条件付き一般競争入札1件、委託契約では、*プロポーザル方式による契約等もありました。指名競争入札が多かったが、今後は、公募型、工事希望型指名競争入札、総合評価の入札方式など今後検討し、明朗な入札執行にしたいと考えています。

* 価格だけでなく、対象業務に対する提案を審査し総合的に契約の相手先を決定する方式。

質問1 コミュニティーバス
の運行について

山口清吉議員

①日本共産党のアンケートで「稲敷市政になにを期待しますか」の設問に多くの市民が「市内循環バスの整備」をあげています。市は4庁舎間をつなぐ循環バスの運行をどのように考えているのか。

- ②デマンド交通システムを積極的に導入する考えはないか。
- ③江戸崎地区の福祉巡回タクシーを全市に広げるべきであると思うがどうか。

※【デマンド交通システム】
タクシートの便利さを、バス並みの料金で実現する交通システム。電話で予約をし、車は乗り合っ人を時間にあわせて順に迎えに行き、全ての人を目的地まで送ります。

答弁 市民に喜ばれる
運行制度を

△市長▽

庁舎間の循環バスについては既存の自治体の例でも財政圧迫の危険性が高く慎重に検討する必要があります。又、福祉巡回

タクシーについては地域格差や財政上の観点からも、抜本的な見直しが必要です。以上の点からも、市の実情やコスト削減等総合的に勘案すると、デマンド交通システムが最も適したシステムと考え、公共交通体系調査委員会の意見を踏まえて積極的に検討し、市民に喜ばれる運行制度を確立する努力をしています。

再質問

新庁舎建設基金に積み立てようとしている資金の一部を使って循環バスも路線バスも充実させれば、新交通ネットワークができるのではないか。

△市長▽

庁舎間のバスあるいは福祉タクシーなどを含め、一本化するべきではという議論がされています。需要の動向を見ながら、時間をかけて、制度の充実を図りたいと考えています。

質問2 全ての幼稚園・小学校にクーラーを

現在、桜川・みのり・ゆたか

幼稚園、江戸崎・鳩崎・新東小
学校にクーラーが設置されていません。全ての幼稚園・小学校にクーラーを設置していただきたい。

答弁 できる限り
来年度予算から

△市長▽

現在の社会情勢、教育環境からも必要な設備と認識しています。各施設の状態、財政事情を考慮しながら、積極的に検討していきます。

再質問

教室にクーラーが設置されていない幼稚園・小学校でも、職員室には設置されています。クーラーが設置されている学校と、されていない学校の格差を解消すべきと思うがどうか。

△市長▽

全校舎なのか、各教室ごとがよいのか検討させています。できる限り、来年度予算に盛り込んで対応したいと考えています。

質問3 住民に航空機騒音
被害補償を

成田空港株式会社は市民に知らせないまま、7月11日から上下2コースの運用を始めています。その内容を市民に知らせるべきではないか。

また、国交省と成田空港株式会社に次のことを要望願いたい。
①地区公民館・集落センター等の空調機の設置を負担すること。

- ②テレビの視聴料と固定電話の基本料を負担すること。
- ③一地区あたり100万円の地域運営費を交付すること。
- ④職員採用では稲敷市民を優先すること。

答弁 引き続き要望

△市長▽

上下2コース運航の騒音影響調査の結果が、間もなく空港会社より公表されますので、市の広報紙やホームページでお知らせします。民家防音対策第1種区域の拡大あるいはその他の要望事項についても、関係機関と連携を図りながら引き続き要望を重ねていきます。

質問 光回線誘致の
取組みについて

大湖 金四郎 議員

光回線に対し、2000戸を超える仮申込により、稲敷市全域に導入が決まり、インターネット活用で教育・福祉・産業・経済等の発展が期待され、また市民生活の利便性が向上されると思います。

パソコンの使用法がよくわからない、今後使用を、と考えている人が多数いると思います。そこでインターネット普及、利用者の拡大を市はどのように取り組む考えか、お伺いします。

答弁 光回線敷設が決定

△市長▽

2013件の仮申込みにより東京電力、KDDIと敷設の約束ができたことにより、市の活性化、発展に役立つと認識しています。稲敷市IT戦略プランの調査で、パソコン保有状況が全世帯の6割弱、インターネット利用率が全世帯の3割、インターネット利用希望者1600



人程度と統計であります。市は、多くの市民に光回線の恩恵に浴していただくため、利用出来る環境の整備、要望に答えられる情報提供に努めていきます。

豆知識

【全員協議会】

正規の会議とは別に、将来議決される問題やその他について協議するために開かれる会議をいいます。

議会の会期中や閉会中にかかわらず開かれるものですが、地方自治法をはじめ会議規則、委員会条例その他の関係法規の適用はいっさいなく、正規の議会活動と認められていないため、費用弁償や公務災害も該当しません。

議長や首長等の通知により招集されますが、各種手続きを必要とせず、公開の原則も適用されず、会議録もないため、自由に発言でき詳細な説明を受ける事ができます。そのため、議員や行政側との格好な話し合いの場となり、複雑な問題等の事前の調整や了解が得やすく、本会議の円滑な運営が図られるという利点があります。しかしながらこ



の協議会が多用されてしまうと、重要案件が本会議で論議を尽されず決定されてしまい、実態を住民の前に明らかにし最良の結論に到達する本来の議会の使命が欠落してしまう危険性もあります。

本市では、前述のような弊害を最小限に止めるように、十分な配慮をしながら協議会を運用しています。

質問1 産業廃棄物の市の対策は

山本彰治議員

ここ数年、市内に産業廃棄物や不法投棄などを多く見かけるようになりました。いったいどうい物質が含まれるのか。何が流出しているのか。市民の不安は尽きません。産廃に対しては自己防衛できものでもありません。個人力ではまことに困難だからこそ、行政が市民を有害物質から守り、市民が安全、安心に生活できるように最大限努力していただきたい。市はどのような施策をしているのか。

答弁 今後なお一層監視に力を

市長

産業廃棄物処理の許可は、県であります。条例に基づき、事業主と工事施工者に対し、万全の安全対策を講じるよう指導しています。これまでに問題事項は発生していませんが、今後も公害問題の発生を未然に防止するために

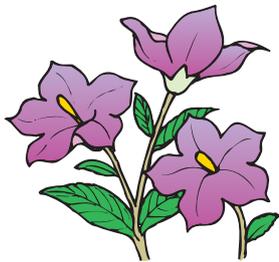
指導していきます。

再質問

環境調査、水質、土壌、大気の検査を実施するというような考えはないか。また、産業廃棄物の業者は、複数の自治体にまたがって投棄する場合も多いことから、牛久、龍ヶ崎、阿見、河内の2市2町は、県、警察とともに連絡協議会を組織し、情報交換をしている。稲敷市でも横の連携で産業廃棄物の不法投棄を未然に防ぐ努力を。

市民生活部長

土砂等の埋め立てに当たっては、27項目の分析調査を行わせています。不法投棄については、シルバー人材によるパトロールを実施するなど、監視にお一層力を入れていきます。近隣町村との情報交換等についても、今後検討していききたいと考えています。



質問2 公用バスの運行状況と目的

合併して公用バスが利用できなくなったとの声を聞きます。これまでは老人会なども利用していました。運行されずに車庫で見かけることも多いが、公用バスの運行状況と目的について。

答弁 公用バスの趣旨にご理解を

市長

昨年度で361件、1万5394人が利用しています。その目的は、市の機関がその職務を遂行するとき、市及び他の公共団体が主催または企画した行事に参加するとき、災害対策等の緊急を要するときとなっております。

再質問

この6月から8月で、1台も運行されなかった日が16日あります。限界であるとは到底思えません。また、現在の契約では、月の1台あたりの運行はのべ10回となっております。日にちには若干の余裕はあると思われ、その日にちを老人会や子ども会

などが利用できるようなにはできないか。

総務部長

公用バスは、白ナンバーであるため、観光バスの行為は法律で禁止されています。公用バスの趣旨をご理解の上、利用をお願いしています。

空いている日については、各課から申請が上がってくるため、こちらで、調整しているわけはありません。



▲ 公用バス

質問1 意欲の持てる 市独自の農政を

岡野 忠 議員

来年から始まる品目横断的経営安定対策は、販売農家の4分の3を首切る農業構造改革である。この政策に参加する認定農家、集落営農を、将来さらにふるいにかけて、一部の大規模農家と株式会社を含む法人、企業に生産をゆだねようという構造改革の本質がある。また、農業生産者の所有・利用を基本にした現行農地制度を改め、企業に全面的に開放しようとする財界の企みもある。新しい経営安定対策については県農政課も具体的なノウハウを持ち得ず苦労しているという。市当局としてこれからの稲敷の農業をどのように考えているか。

中小農家も生産が続けられるように作業受託組織の応援や農業者と消費者の協働など地域の発展のための努力も要求する。

答弁 認定基準の緩和と 利用権設定を推進

市長

平成19年産の麦、大豆、米などが対象となる品目横断的経営安定対策は、すべての農業者を施策の対象となる担い手と明確化した対策となります。この対策の加入対象者の増加を図るため、認定農業者の認定基準の経営面積の要件、農業経営の生計に占める割合等を除いて、基準の緩和を行っています。

農地の集積を進めるために、認定農業者に利用権設定を行った場合10aあたり最高4万円の補助を行っています。

産業建設部長

対策に加入できない農家で、転作に協力いただいた方には産地づくり交付金の中で助成できるかどうか、地域水田農業推進協議会で検討していきます。



質問2 地域をあげて あたたかい給食を

国は「学校給食業務の運営の合理化」ということで、経費削減のため民間委託の推進を言っているがどのように考えるか。

学校給食は「食という体験を通じて子どもに生きる力の原点を学ばせる。教育の一環」といわれる。政府は「食生活の指針栄養教諭制度、食育基本法」で食の大切さをアピールしているが、どのように認識しているか。

食育基本法にそって考えれば、市営の、学校にできるだけ近い調理場で、地元の調理員が地元食材で心をこめて作ることは教育である。地産地消の意義もここにあり活性化につながるであろう、市をあげての取り組みを要求する。

答弁 子ども達の健全育成 と健康維持の源

教育長

学校給食業務の合理化を図るうえで大事なことは質の低下を招くことがないように十分配慮することです。

本市では4町村合併によって

それぞれの形態、料金のばらつきなどを学校給食運営委員会で検討中です。

現段階では、センター方式あるいは学校の単独方式をとっているところもあり、現在の方式をいかに無理なく一つの統一的方向にもっていくのがいいのかということも第一段階として考えています。民間委託については現時点では考えていません。

給食は、食べながら自分の健康な身体をつくっていくという上で、教育の一環であり大事なことであると考えています。



▲ 調理風景

傍聴アンケートの結果

今回の9月定例会において、傍聴アンケート調査を実施しました。ご協力ありがとうございました。

(皆様のご意見を尊重するため、内容については、ほぼ原文のまま掲載させていただきました。)

○ 傍聴された人数

9月 5日	1
9月 7日	24
9月 8日	13
9月11日	0
9月20日	3
計	41

○ 傍聴した回数

初 め て	10
2 ～ 3 回	4
4 ～ 6 回	0
7 ～ 10回	0
11回以上	2

○ 傍聴者の年齢層

20歳代	0
30歳代	1
40歳代	1
50歳代	1
60歳代	10
70歳代以上	3

○ 傍聴して感じたこと

傍聴日程に、事前に議員の質問者の公開連絡はできないのでしょうか。

市民各自の身近な問題の聴講ができ傍聴参加者が多くなるのではないのでしょうか。

今回は議員が多いことと、傍聴席ではまったく後ろ向きでよくなかった。次回は定数も少なくなるので議員の意見もわかると思う。

市民にもっとくわしい情報公開を望む。

我々市民にも、もう少しわかりやすい質疑応答だと聞きやすいと思いました。

議場の改善を早急に要望。内容については真剣な討議に満足。今後の活発な質疑応答に期待します。

早急に議場をつくって頂きたい。

現在の議員数ではやむを得ないが市の議決の場としては物足りなく感じました。傍聴席については、全員机が必要である。

新市政移行に係り改正点等多々有りと思考する。

(例) 予算・決算は特別委員会の設置の要あり。(予算不可分の法則)

○ その他、ご意見

市民のための議会であれ。

人件費諸経費の削減について、議員から質問があったが景気の動向を鑑みて、毎年人事院、県の人事委員会の給与勧告又は他の地方公共団体に必ずしも同一にすることなく稲敷市と実態に即応した合理化・省力化にするのが望ましいと思う。もちろん市議員の処遇についても同様、特に給料(本給)ほかに諸手当の支給基準、旅費とあまりめだたないところで無駄が多いように思える。

傍聴席をもう少し増やしてほしいです。

身近な問題点を真剣に討議され大変に感動いたしました。

地方公共団体の財政について話が聞けて良かった。行政のワンストップサービスとこれからの私達にとって思っているより良い方向に進んでおり少し安心しました。

改選を目途に後日申し上げます。

常任委員会の審査経過と結果

— 総務委員会 —

委員長 山下 恭一

議案第1号 稲敷市長期継続契約とする契約を定める条例の制定です。本案は、地方自治法の改正により、長期継続契約の対象を幅広い内容にするもので、具体的には、庁舎の警備委託、電話交換業務、公用バスの管理委託等一定期間連続する契約が対象となるものです。

議案第17号 平成17年度一般会計歳入歳出決算のうち所管部分です。秘書広聴課所管では、男女共同参画に関する市民アンケート調査の効果について論議が交わされました。企画課所管では、姉妹都市交流事業について質疑があり、中高校生を対象とし、約20名の派遣・受入を行っているとの説明がありました。また、まちづくり事業の今後のプランについては、拠点整備を軸として、江戸崎商店街・和田公園・角崎商店街・あずま生涯学習センター周辺の整備を計画しているとのことです。関

連して、稲敷市総合計画の見直しについて論議が交わされました。総務課所管では、臨時職員の雇用状況、各種選挙経費に関する質疑応答がありました。管財課所管では、各庁舎の管理方法について質疑があり、決算年度においては、バラバラに管理をしていたが、本年度から入札方式を導入し、経費の削減と統一した管理方法に切り替えているとの説明がなされました。



▲ 姉妹都市交流事業

このほか、当委員会に付託された議案について、審議の結果、すべて原案可決又は認定すべきものと決定しました。

— 市民生活委員会 —

委員長 木内 義延

議案第5号 稲敷市国民健康保険条例の一部改正について、条例の改正内容は、一定以上の所得のある前期高齢者負担を改正後に3割とするものと、出産育児一時金を35万円に、葬祭費を5万円に引き上げるものです。採決の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定しました。

議案第17号 平成17年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定について、税務課では、滞納整理特別班を編成し全職員で戸別訪問を実施し、収納率の向上、改善に努めている旨の答弁がありました。生活環境課では、旧江戸崎地区の屋外「防災無線」放送開始について、活発な質疑応答や要望があり、執行部より更に努力する旨の答弁がありました。反対討論、賛成討論がありました。採決の結果、賛成多数により原案認定すべきものと決定しました。

議案第18号 平成17年度稲

敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、国保税の滞納の状況と国保財政の厳しい現況の説明等、活発な質疑と反対討論、賛成討論がありました。採決の結果、賛成多数により原案認定すべきものと決定しました。



▲ H 17年度に新設された地上式防火水槽

常任委員会の審査経過と結果

— 教育福祉委員会 —

委員長 堀口 正良

議案第6号 平成18年度稲敷市一般会計補正予算(第2号)所管部分について、教育総務課所管では、幼稚園施設整備事業の補正は、江戸崎幼稚園建替え事業に伴うもので、既存の園舎に対し耐力度調査を行い、現時点での危険性の発見を目的に行うものです。平成20年には工事着工を予定したい、との説明がありました。

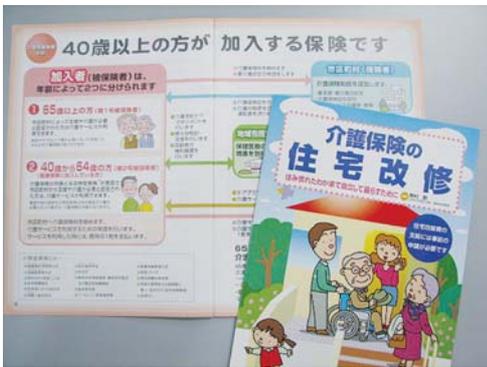
議案第10号 平成18年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第1号)です。今年度下半期にかかる各介護サービス給付費(福祉用具購入費、住宅改修費等)において、昨年より利用者が増加傾向にあることから、給付費に不足が生じないように補正して対応するとの説明がありました。

議案第17号 平成17年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定のうち所管部分です。教育総務課所管では、今年の夏に相次いだプールの排水口に吸

込まれる事故に関連し、プールの安全性について質疑があり、市内の全小中学校で確認

を行い、吸込み防止用の鉄格子が取り付けられているのを確認し、来年度のプール開始前には、排水口の中まで再度確認、調査する旨の説明がありました。またアスベスト対策工事については、全て完了し検査も終了した旨の報告がありました。

この他、議案第23号を含め、当委員会に付託された全ての議案については、審議の結果、全会一致で原案可決、又は認定すべきものと決定しました。



▲ 介護サービス啓発用パンフレット

— 産業建設委員会 —

委員長 中村 三郎

議案第6号 平成18年度稲敷市一般会計補正予算(第2号)です。当委員会所管のものには、道路維持補修作業事業に要する経費で1億47万7000円の増額補正であり、主に道路維持工事、道路補修工事に要する予算です。

議案第9号 平成18年度稲敷市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)では、汚水処理施設で使用している機器類の耐用年数についての質疑がありました。

議案第17号 平成17年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、商工観光課では、観光協会の運営形態についての質疑があり、各実行委員会が運営をしているとの答弁がありました。都市計画課では、公園管理について諸々の質疑があり、詳細な答弁がありました。また、建設課では、古渡橋の完成時期についての質疑がありました。委員より早く完成させて欲しいとの要望がありました。

いとの要望がありました。

議案第22号 平成17年度稲敷市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、未収金の徴収方法についての質疑があり、今後は、滞納者へ納付相談を行っていただきたいとの答弁がありました。その他14議案について、担当課長より詳細な説明を受け、付託された18議案を審査の結果、原案可決、認定すべきものと決定しました。



▲ 架け替えが進められている古渡橋

— 討 論 —

反対討論1

山口 清 吉

議案第1号 稲敷市長期継続契約とする契約を定める条例の制定について

市役所の行政事務の一部を民間の派遣業者を使って行えるようにするもので、市職員の削減、行政サービスの低下につながる。

議案第17号 平成17年度稲敷市一般会計歳入歳出決算の認定について

庁舎建設基金5億円積み立てるため歳入を少なく見積もって、市民のサービスを削り負担増を求めた。指名競争入札で東地区業者の契約は件数で50・5%、額で63%と突出している。どう見ても公正とは言い難い。

議案23号 平成17年度稲敷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

昨年の10月から、介護施設の居住費・食費が全額徴収となり、まさに「保険あって介護なし」の事態だ。

反対討論2

松坂 美知子

議案第4号 稲敷市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

療養病床に入院する高齢者の居住費を保険からはずし自己負担を増やすことは、更なる負担の押し付けである。

議案第5号 稲敷市国民健康保険

税条例の一部改正について

出産育児一時金と葬祭費の増額は賛成だが、現役並み所得の高齢者の窓口負担を1.5倍にするという高齢者への負担増は認められない。

議案第18号 平成17年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

稲敷市国保税条例16条に基づいて申請減免の基準を作り、払える保険税に改めていく必要があると考える。

議案第19号 平成17年度稲敷市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

高齢者には、無料で、十分な医療が受けられる社会であって欲しいと願う。

反対討論3

岡野 忠

議案28・29・30・31号 江戸崎・新利根・桜川・東地区水道事業決算について

高い水道料金を値下げして欲しいというのがほとんどの人の意見である。

旧東地区の人は、水が高いので飲食店開業の計画をやめた。よそへ行くかもしれない。

一人ぐらし、老人だけの生活であまり水を使わないので、基本水量、基本料金を下げて欲しいなどの声もあります。

各地区の水道事業の損益計算書は利益が出てきており改善の方向となっている。住民の要求を実現するのが政治であり、一層の努力を望む。

委員会の活動報告

市民生活委員会

「地方議会と市民参加」
「ごみの有料化について」

研修日

8月3日(木)～4日(金)

研修先

日比谷公会堂

東京都武蔵野市役所

研修初日に全国市議会議長会主催の研究フォーラムに参加し、前三重県知事の北川正恭早稲田大学大学院教授の講演を受けてまいりました。北川氏は「分権時代と二元代表制」と題し、地方議会について、地方分権で議決、議事機関としての役割が重要になると強調し、監視機能だけでなく条例制定機能などを存分に発揮し地域の在り方を議論するのが議会の役割になるとの提言がありました。また、「北京で一羽の蝶々が羽ばたくとニューヨークでハリケーンが生じる」これは、蝶々の羽ばたきという、ごくわずかな気流の乱れが巨大な嵐を引き起こすという意味です。地方議

員がマニフェストを使い立ち上げれば、市が引き締まり首長が変わり、国が変わると提言がありました。

武蔵野市のごみの有料化ですが、東京都市長会の最終処分場問題を背景に、家庭ごみ有料化導入の政策提言(平成13年10月)を受け、平成16年10月1日から戸別収集に移行しました。この戸別収集は、公衆道路部分を使う門前収集を廃し、敷地内収集に変更したことから、3万1千余箇所からの収集になり、経費が約30%増加しましたが、まちの美観がよくなったとこのことでもあります。今後、稲敷市のごみ問題を考える上で、大変参考になりました。



▲ 研修風景 (武蔵野市)

一部事務組合からのお知らせ

江戸崎地方衛生土木組合

去る8月23日に平成18年第1回江戸崎地方衛生土木組合議会臨時会が開催され、報告第1号「議員派遣の件について」、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第2号「平成18年度江戸崎地方衛生土木組合一般会計補正予算（第2号）」について、3案件が上程され、慎重審議のうえ原案のとおり可決されました。

また、議会終了後、平成11年度より業務開始されました「聖苑香澄」の現地調査が行われ、館内の施設整備の充実・効率的な管理運営に努めるよう、意見がありました。

これからも、生活環境の整備充実を目指し、広域的なゴミ処理、火葬斎場、土木事業に取り組んでいきます。



▲ 聖苑香澄

稲敷地方広域市町村圏事務組合

去る5月20日（土）、水防演習が茨城県取手市東地先（利根川河川敷）において開催されました。

この演習では、出水期における河川の増水等による災害が発生した場合を想定した訓練が各関係機関参加のもとに行われました。

当市においても利根川をはじめとする多くの河川を有する関係上、いつ、水災害が発生するかわかりません。

水災害等における有事の際の被害軽減のために議会としても各関係機関と常日頃から連携を取りながら迅速に対応できるように努めています。

また、7月31日、平成18年第1回組合議会臨時会が開催されました。

条例の一部改正案件が2件、消防車両購入案件が2件、補正予算が1件、専決処分に関する案件が3件、

以上10案件が上程され、慎重なる審議の上、原案どおり決定されました。



▲ 水防演習

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎地方衛生組合議会では、8月1日から2日間にわたり、静岡県富士市にある市立「クリーンセンターききょう（し尿処理施設）」を視察しました。

施設の概要ですが、1日186klの処理能力を有し、処理方式には、富士の麓の美しさを守るために自然にやさしい先進技術を導入した「高負荷膜分離処理方式（液中膜）+高度処理」を採用し、外観、意匠も近代的施設に相応しく、従来のし尿処理のイメージを一新した清潔で落ち着いた端正なものでした。

また、生活環境の変化によって急増している合併浄化槽汚泥を効率よく処理するために、油脂分離機をシステムに組み入れ、し尿、浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥の受入の割合が変化しても、安定した処理が行えることに感心しました。説明を受けた後に、多数の議員から運転状況、年間経費等の質疑があり大変有意義な視察となりました。

稲敷市においては、下水道の普及が進んでおりますが、まだ、し尿処理施設は欠かせませんので、これからも龍ヶ崎地方衛生組合施設の運営状況を見守って行きたいと思っております。



▲ 富士市研修にて



▲ 市内で栽培されている観賞用稲

▶ 委員会の編集風景



委員	委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	編集委員長
染谷	清山	矢崎	坂本	岡野	高木	山本	井戸賀
定雄	千春	茂光	源忠	清實	彰治	吉男	

大地に確と足を下ろし、勤める議会（議員）と市民とのパイプ役としての「議会だより」、議会の活動、市民の声が正しく伝えられるよう肝に銘じ、編集委員の1人として、少しでも多くの市民の方々の関心に応えるよう努めたいと思っております。編集委員もさらに努力しなければ。

☎ 0299917813390 (直通)
 FAX 0299917813398
 E-mail gikai@city.inashiki.l.g.jp

市議会は、傍聴できます。この9月議会では、期間中、のべ41人の市民が傍聴しました。稲敷市役所東庁舎の3階で受付けています。次回の定例会は、12月定例会となります。詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

傍聴
 してみませんか!

編
集
後
記

9月定例会開催中、議場の窓に映る先は、重く垂れた稲穂、見るとそれだけで心豊かになり、天に感謝し、土地の豊かさを思う、これはもう遺伝子に刻み込まれた、日本人の血、民族の心、日本の文化しかし今日では農家の苦悩も写る。この編集が終る頃には刈取りもすみ、農家も一段落のことでしょう。